

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○包括外部監査契約の締結	(人事課) 223
○令和7年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集	(自治振興課) ♫
○救急病院である旨の告示	(医療課) 225
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定	(雇用推進課) ♫
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定の取消し	(♫) ♫

○公共測量の終了	(用地課) 225
○道路の区域変更	(丹後土木事務所) ♫

公 告	
○幼稚園の廃止認可	(文教課) 226
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(南丹広域振興局) ♫
○都市計画法に基づく工事完了	(南丹土木事務所) 227

告 示

京都府告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを京都府人事課で閲覧に供する。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和7年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 白井 太郎
住所 京都市下京区仏光寺通堀川西入晒屋町647番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
精算払。ただし、基本費用について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、基本費用に相当する金額の範囲内で前金払をする。

京都府告示第195号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和7年度8・9・11月及び3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）

(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シェモア河原町1F）

(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）

(電話 (0773) 23-0416)

オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190

(電話 (0773) 63-3272)

カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C O K U B Oビル202号室）

(電話 (0774) 44-7139)

キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26

(電話 (0771) 24-4170)

ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）

(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※1

筆記試験（WEB方式）			口述試験・身体検査	
受付期間※2	筆記試験期日	試験会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和7年4月24日 (木)まで(必着)	令和7年5月11日(日) ・令和7年5月12日(月) のいずれか1日	任意の場所	令和7年5月15日(木) ・令和7年5月16日(金) のいずれか1日	陸上自衛隊宇治駐屯地 (宇治市五ヶ庄)
			令和7年5月17日(土)	陸上自衛隊桂駐屯地(京 都市西京区)

※1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部

京都市中京区西ノ京笠殿町38

(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第196号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷3452の1	令 7. 4. 1	令 10. 3. 31
京丹後市立久美浜病院	久美浜町161	〃	〃

京都府告示第197号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定を受けた者の名称及び住所	事務所の所在地	当該指定に係る地域	指定年月日
社会福祉法人福知山学園 福知山市三和町千束832	福知山市三和町千束609の 3	中丹障害保健福祉圏域（福知山市、舞鶴市、綾部市）	令 7. 4. 1

京都府告示第198号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり、障害者就業・生活支援センターの指定を取り消した。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名称及び住所	事務所の所在地	当該指定に係る地域	取消年月日
社会福祉法人みずなぎ学園 舞鶴市字鹿原209の 3	舞鶴市字鹿原772の 1	中丹障害保健福祉圏域（福知山市、舞鶴市、綾部市）	令 7. 3. 31

京都府告示第199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第616号）が令和 7 年 2 月28日終了した旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
福知山市内

京都府告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 15 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 宮津養父線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の 幅 員	延 長	備 考
与謝郡与謝野町字岩屋 小字カヤノ7277の3から	前	m	m	旧道の区域 の廃止
与謝郡与謝野町字岩屋 小字オノ谷九兵衛屋敷 1121の2を経て		最小 7.5 最大 33.9	298.2	廃道 延長 291.5m
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の2 地先まで				幅員 最小 7.5m 最大 33.9m
与謝郡与謝野町字岩屋 小字カヤノ7277の3から				期日
与謝郡与謝野町字岩屋 小字九兵衛屋敷下1127 の2を経て		最小 10.6 最大 31.9	217.8	告示日に同 じ。
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の2 地先まで				
与謝郡与謝野町字岩屋 小字カヤノ7277の3から	後	最小 10.6 最大 31.9	217.8	
与謝郡与謝野町字岩屋 小字九兵衛屋敷下1127 の2を経て				
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の2 地先まで				
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の2 から	前	最小 15.7 最大 38.4	116.1	旧道の区域 の廃止
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の3 を経て				廃道 延長 96.2m
与謝郡与謝野町字岩屋 小字館7271の1まで				幅員 最小 15.7m 最大 38.4m
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の2 から		最小 10.2 最大 22.6	85.0	期日 告示日に同 じ。
与謝郡与謝野町字岩屋 小字館7271の1を経て	後			
与謝郡与謝野町字岩屋 小字館7271の1まで		最小 10.2 最大 22.6	85.0	
与謝郡与謝野町字岩屋 小字ヤカタ口1129の2 から				
与謝郡与謝野町字岩屋 小字館7271の1を経て				
与謝郡与謝野町字岩屋 小字館7271の1まで				

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

学校教育法（昭和22年法律第26号）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり幼稚園の廃止を令和 7 年 3 月 31 日認可した。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設 置 者	廃 止 年月日
中舞鶴幼稚園	舞鶴市字余部上116の3	学校法人常盤学園	令 7. 3. 31
舞鶴聖母幼稚園	〃 字上安久381	学校法人聖ヨゼフ学園	〃

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第 3 条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
高槻碎石株式会社
代表取締役 光本 章
高槻市上田辺町 2 番 1 号
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（採石）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
亀岡市東別院町栢原南保31番 2 ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
20.3ヘクタール
- 5 期間
(1) 林地開発行為を行う期間
令和 7 年 9 月 25 日から令和 10 年 9 月 24 日まで
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計

画期間

昭和58年 9 月 5 日から令和12年 9 月24日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	場内出入口から200m以内の区域（府道46号）（次の図のとおり）	出入口にタイヤの洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除却する。 定期的に周辺道路の清掃を行う。 府道沿いの側溝は、月1回程度バキュームカーにより清掃する。
交通量の増加	〃	出入口にカーブミラーを設置し、車両の通行の安全を確保する。
粉じんの発生	亀岡市東別院町栢原地内の一部及び茨木市大字清阪地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	プラントから発生する粉じんについては、プラントを建屋で囲み、粉じんの発生箇所への散水及び集じん装置により粉じんの拡大を防止する。 場内道路については、適時散水し、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内に降った雨は、沈砂池に導いて泥を沈下させ、堆砂容量を確保した調整池に集水し、更に泥を沈下させた後に、場外に排水する。 沈砂池は、定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。
河川水量の増加	〃	場内に降った雨は、全て全量カットの調整池に集水し、晴天時に、河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。また、定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。
騒音の発生	林地開発行為をしようとする区域から100m以内の範囲（次の図のとおり）	開発区域の外周に残置森林を設け、周辺への影響を少なくする。

8 縦覧場所

- (1) 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
亀岡市荒塚町一丁目4の1
(2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
(3) 高槻碎石株式会社茨木工場
亀岡市東別院町栢原南保37番地

9 縦覧期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月30日（水）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月30日（水）まで

- (2) 提出先

〒621-0851 亀岡市荒塚町一丁目4の1

京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。）



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 4 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

南丹市八木町南広瀬泉2の1、2の2の一部、2の3、3の1、3の2、4の1の一部、八反田3の2の一部、市有地
（関連区域）

南丹市八木町南広瀬泉1の4の一部、1の5の一部、1の6、1の7の一部、1の12の一部、2の2の一部、4の1の一部、9の3の一部、9の4の一部、八反田3の2の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市大井町南金岐尾垣内9
株式会社三煌産業